

## 京都府社会福祉審議会 審議概要

1 日 時 令和6年11月11日（月）午前10時00分～午後11時30分

2 場 所 京都府自治会館4階ホール

3 出席者 別添のとおり

4 内 容

（1）開 会

（2）委員紹介等

各委員の紹介及び空閑委員の委員長就任について、事務局から報告。

（3）各分科会・部会の審議状況及び関連事項について

資料1～5に基づき、事務局から報告。

（4）閉 会

### 【主な委員意見等】

（委員）資料3に記載の措置審査部会の審査件数（①部分）について、全て児童福祉法第28条の規定による家庭裁判所への入所承認等に係る申立てを検討したものであるという認識でよいか。

（事務局）お見込みのとおり。

（委員）措置審査部会では、児童福祉法28条に基づくものだけでなく、児童相談所の処遇と保護者の意向が合わない事例は議論されないのか。

（事務局）ケースによっては審議を行う。保護者の同意が得られないケースが増えており、丁寧に対応してまいりたい。

（委員）生活困窮者への支援は大変だと思う。住んでいる地域では、空き家の近くにごみ屋敷があるが、社会福祉協議会の職員がごみを運び出しているのを見た。地域住民としては（空き家の近くにごみ屋敷があると空き家が）売れないだろうなと思う一方で、ごみ屋敷に住んでいるような人を支えなければならない地域づくりも必要で難しい問題である。困った人にお金を貸しても返ってこないと思うため、他の手立てがないかと考える。

- (事務局) 重層的支援体制は、委員御紹介のごみ屋敷の問題など、これまでの制度の狭間になっているような課題についても、地域の支援者や相談者と連携をしながら取り組んでいく事業である。地域により異なるが、社会福祉協議会のCSWと連携しながら、その背景にある課題の解決も含めて、1つ1つ取り組んでいくことになると思う。生活困窮者の支援についても、お金の貸し借りだけでなく、例えば家計改善や、可能な範囲の就労自立を図ることも大切であり、生活困窮者の支援相談窓口と、社会福祉協議会などが連携をして、取り組んでまいりたい。
- (委員) 今回の報告で、それぞれの分野(障害、児童、地域)で審議されていることは理解できた。社会福祉審議会では、京都の社会福祉を俯瞰する、横串を指すような議論をする場にしていただきたい。例えば、精神障害者の地域移行の話があったが地域でどう受け止めるかといった議論ができればと思う。
- (事務局) 各分科会・部会でそれぞれのテーマについてはこれまでから審議いただいているところ。全体での議論や情報提供の機会については方法等も含めて委員長とも相談しながら検討してまいりたい。
- (委員長) 基本的には、それぞれの分科会・部会で取組を進めるもの。分野横断的、領域横断的な福祉の観点から全体を俯瞰する議論の必要性があれば、事務局と相談して検討したい。
- (委員) 資料3を見ると、児童虐待の数字が多い印象を受ける。虐待への対応で課題になっている点、苦勞している点ご教示いただきたい。
- (事務局) 数年前に警察と協定を結び、通告件数は増えてきている。民生児童委員など地域の方々からの児童相談所通告も増えており、児童相談所虐待対応ダイアル「189」やオレンジリボンキャンペーンなどを関係者に周知している中で、通告への素地はできてきたかと思う。課題としては、保護者が虐待と認識をされていないようなケースがある。子どもの命優先で保護をするが、その対応に対して訴訟される場合もあることから、引き続き、子どもの視点、子どもの権利を守るため、丁寧に保護者の方へ説明してまいりたい。
- (委員) 70歳までに民生委員にならないと民生委員になれないと以前聞いたが、現在はどうか。なり手不足で、民生委員がいない地域もある一方で、年齢を重ねてから民生委員になると高齢になっても民生委員を務めることになる。民生委員に年齢制限はあるのか。
- (事務局) 民生委員の位置付けについては、以前は原則70歳までという年齢制限があったが、前回の一斉改選時に、意欲や能力のある方は年齢に関わりなく、地域でご活躍をいただきたいという趣旨から、年齢制限を撤廃している。ただし、委員によっては健康上の課題や不安もあると思うため、市町村から推薦いただく際に十分確認いただいたうえで、任命の手続きを進めているところ。

以上